

香芝市立真美ヶ丘保育所給食調理業務委託契約書

1 業 務 名

香芝市立真美ヶ丘保育所給食調理業務

2 業 務 内 容

仕様書のとおり

3 履 行 場 所

香芝市立真美ヶ丘保育所（香芝市真美ヶ丘六丁目9番1号）

4 契 約 期 間

契約日から令和12年3月31日まで

5 履 行 期 間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（契約日から令和9年3月31日までの間は、委託業務履行のための準備期間とする。）

6 契 約 金 額

金 円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

7 契 約 保 証 金

金 円

上記の業務について、発注者及び受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市

市長 三 橋 和 史

受注者

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約に基づき、別添仕様書、献立表、調理指示書及び作業基準等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれの期日又は指定する日（第8条第1項において「指定期日」という。）までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする。

3 受注者は、業務の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、発注者の指示に基づいて随時履行するものとする。

4 業務の範囲及び経費の負担区分は、仕様書等に定めるとおりとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。この場合において、第4号に掲げる保証を付すときは、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約に係る債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときにあつては当該保証が契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときにあつては契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があつたときは、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者にあつては保証の額の増額を、受注者にあつては保証の額の減額を請求することができる。

- 5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項の保証を付すことを要しない。

(個人情報の保護)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他の法令等に定めるもののほか、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(履行報告)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(検査)

第8条 受注者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、仕様書別紙5に基づき、発注者に対して書類を提出して検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

第9条 発注者は、受注者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

- 2 受注者は、再履行が終了したときは、発注者に届け出てその検査を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の検査に準用する。

(契約代金の支払)

第10条 受注者は、第8条第1項の検査に合格したときは、発注者が仕様書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を毎月1回、翌月の初日以降に発注者に対して請求することができる。

- 2 発注者は、受注者から前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。
- 3 委託料の支払金額の内訳は、別表のとおりとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によりこの契約を締結した後に消費税額に変動が生じたときは、発注者は、前項の委託料にその変動した額に相当する額を加減した額を支払うものとする。
- 5 受注者は、発注者から支払を受けた委託料について別途国、県等の補助金等により運営の経費に充当があった場合は、当該充当金額を発注者に返納するものとする。
- 6 発注者又は受注者は、履行開始後12月経過後に最低賃金等に一定以上の変動があった場合は、別記2「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」の定めにより、相手方に契約金額の変更を請求することができる。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第11条 この契約に係る債務負担行為について、各会計年度における請負代金の支払の限度額（次項において「支払限度額」という。）は、それぞれ金 円とする。

- 2 発注者は、予算の都合上その他の必要があると認めるときは、支払限度額を変更することができる。

(従業員に関する責任)

第12条 受注者は、業務実施につき雇用した従業員（以下「従業員」という。）の業務上の行為について、一切の責任を負わなければならない。

- 2 受注者は、従業員について安定した配置を図らなければならない。ただし、特別の理由により転属させる場合は、受注者は、業務の質の低下を招かないよう特に配慮しなければならない。

- 3 業務の履行中に従業員に事故等が発生した場合は、受注者の責任においてこれを処理しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第13条 発注者は、受注者の業務について不適当な点があると認められるときは、受注者に対して、必要な措置を執るよう求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、その請求を受けた日の翌日から起算して5日以内（発注者が特に期日を指定する場合は、当該期日まで）に改善措置を執らなければならない。

- 3 受注者は、前項の改善措置を執った場合は、直ちに当該措置の内容を発注者に報告しなければならない。

(施設等の使用及び管理)

第14条 給食施設、設備及び機器類（以下この条及び次条において「施設等」という。）の使用及び管理については、発注者及び受注者の間で別途施設等使用契約を締結するものとする。

(施設等の改変の禁止及び原状回復義務)

第15条 受注者は、発注者の許可なく施設等について改造、破棄、追加、新設、交換等をしてはならない。

- 2 受注者は、この契約が満了したとき、又は契約期間中においてこの契約が解除されたときは、施設等を受注者の負担において原状回復の上、直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(危険負担)

第16条 発注者及び受注者双方の責めに帰すことができない事由により役務を履行することができなくなった場合は、受注者は役務の履行義務を免れるものとし、発注者はその代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。

(債務不履行責任)

第17条 受注者は、債務不履行（受注者の責めに帰すべき事由により業務の全部若しくは一部を履行できないこと、又は業務の履行が不完全であることをいう。以下同じ。）があったときは、その事由を付した書面により、直ちに発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、債務不履行があったときは、契約金額からその不履行又は不完全部分に相当する金額を減額することができる。
- 3 債務不履行があった場合で、発注者が損害を受けたときは、受注者はその費用を賠償しなければならない。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により受注者が業務を履行することができなくなった場合は、受注者は当該業務の履行義務を免れるものとし、発注者は受注者に代金（受注者が役務の履行義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、受注者が保険金等の請求権を取得したときは、発注者は、その価格の限度で代金の支払義務を免れることができる。
- 6 発注者の責めに帰すべき事由により第10条第2項の規定による契約代金の支払が遅延した場合は、受注者は、発注者に対して、未受領の契約代金につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（契約内容の変更等）

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の規定による契約の内容の変更に伴い契約金額を変更するときは、発注者及び受注者が協議の上、定める。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第19条 契約締結後において、天災事変その他不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他契約内容を変更することができる。

（臨機の措置）

第20条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれがあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と協議して臨機の措置を執らなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、受注者の判断によって、臨機の措置を執らなければならない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により臨機の措置を講じたときは、当該措置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、事故の防止その他特に必要があると認めるときは、受注者に対して、臨機の措置を執ることを求めることができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者及び受注者が協議の上、定める。

（発注者の契約解除権）

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により期限内に債務の履行が完了しないことが明らかであると発注者が認めるとき。
 - (2) 監督官庁により事業停止処分又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
 - (3) 破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続その他法的倒産手続（この契約の締結後に制定されたものを含む。）の開始の申立てがあったとき、若しくは私的整理が開始されたとき、又はそれらのおそれがあるとき。
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき、又はそれらのおそれがあるとき。
 - (5) 業務履行上の重大な過失により食中毒の発生その他被害が生じたとき、又は過失が度重なったとき。
 - (6) 食中毒が発生し、原因が特定されない場合において、引き続き受注者に業務を履行させることが適当でないと認められるとき。
 - (7) この契約の履行に関して受注者又は受注者の従業員に不正又は不当な行為があったとき。
 - (8) この契約の履行に当たり発注者の職務の遂行を妨げたとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、この契約に違反し、当該違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、契約金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
（暴力団排除に係る解除権）

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にあってはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にあってはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約（次号において「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）で、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。
- （談合等不正行為による解除）

第23条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号及び第3号において「独占禁止法」という。）第61条第1項の排除措置命令をしたとき。
 - (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をしたとき。
 - (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をしたとき。
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- 2 第21条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（損害賠償）

第24条 受注者がこの契約に違反し、又はこの契約に関し受注者の故意又は過失によって発注者に損害を与えたときは、受注者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- 2 第21条第2項及び第3項の規定（第22条第2項及び前条第2項の規定において準用する場合を含む。）は、発注者に生じた実際の損害の金額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 発注者は、前3条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について何ら賠償し、又は補償することを要しない。

（受注者の解除権）

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者と協議の上、この契約を解除することができる。
- (1) 第18条第1項の規定により発注者が業務を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第18条第1項の規定により発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

3 発注者は、前2項の規定による契約の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議解除)

第26条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による契約の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除等に伴う措置)

第27条 発注者は、契約が解除された場合又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の債務について履行不能となった場合で、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(代行保証を行う者)

第28条 受注者は、債務不履行がある場合に債務の履行を保証するため、この契約の締結に際し、必要な資格条件を満たす代行保証を行う者を定めるものとする。ただし、第21条から第23条までの規定により契約を解除された場合を除き、受注者の義務は免責されない。

(業務の引継ぎ)

第29条 受注者は、円滑に業務を開始するに当たり、業務委託の準備期間において、現在給食調理業務の委託を受けている事業者から詳細に至るまで引継ぎを受けなければならない。この場合において、引継ぎに要する費用は、受注者の負担とする。

2 受注者は、この契約の履行を終了するときは、次に給食調理業務の委託を受ける事業者に対して十分な引継ぎを行わなければならない。

(管轄裁判所)

第30条 発注者及び受注者の間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第31条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(補則)

第32条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者及び受注者が協議の上、定める。

別表（第10条関係）

年 度	委託料 (円)	消費税 (円)	合 計 （ 円 ）
令和9年度 (令和9年4月から令和10年3月まで) の月額			
1 年 間 の 合 計			
令和10年度 (令和10年4月から令和11年3月まで) の月額			
1 年 間 の 合 計			
令和11年度 (令和11年4月から令和12年3月まで) の月額			
1 年 間 の 合 計			
3 年 間 の 合 計			

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の適切な管理)

第5条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（第12条において「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第7条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう従業員を監督しなければならない。

(従業員の監督及び教育)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従業員に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報
が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又
は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の
完了後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示
したときは、当該指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要が
無くなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(取扱状況等についての指示等)

第11条 発注者は、定期に及び必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況
及びこの契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、報告若しくは
資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、
拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第12条 受注者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は
生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再
発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第13条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めると
きは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記 2

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 1 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間の開始の日から 1 2 月を経過した後に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前委託代金額の 1, 0 0 0 分の 1 5 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 第 1 項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、請求のあった日の属する月の 1 日を基準とし、賃金水準の変動率等に基づき発注者及び受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から起算して 1 4 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、第 2 項の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第 1 項中「履行期間の開始の日」とあるのは、「直前の第 2 項の規定による契約金額の変更の基準とした日」とする。
- 5 第 3 項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項の規定による請求を行った日又は受けた日から起算して 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。